

原 第 71 号  
平成 28 年 12 月 16 日

原子力規制庁

原子力災害対策・核物質防護課長  
佐藤 晓 殿

北陸電力株式会社

原子力本部

原子力部長 高橋 每

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の補正連絡について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は当社事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づき、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）を作成しておりますが、別紙のとおり防災業務計画の補正を行いますので、ご連絡いたします。

なお、施行日は平成 28 年 12 月 17 日としております。

敬 具

別紙：志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

補正前	補正後	備 考
志賀原子力発電所	志賀原子力発電所	
原子力事業者防災業務計画	原子力事業者防災業務計画	
平成28年4月	平成28年4月	法令上の修正手続きでないため変更しない
北陸電力株式会社	北陸電力株式会社	

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

(2/9)

補正前			補正後			備 考
修正履歴			修正履歴			
修正番号	年 月 日	内 容	修正番号	年 月 日	内 容	
<b>修 正 履 歴</b>						
—	H 1 2 . 6 . 1 6	施行	—	H 1 2 . 6 . 1 6	施行	
1	H 1 3 . 5 . 2 9	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に伴う修正	1	H 1 3 . 5 . 2 9	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に伴う修正	
2	H 1 4 . 9 . 4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機関再編等に伴う修正	2	H 1 4 . 9 . 4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機関再編等に伴う修正	
3	H 1 6 . 8 . 2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電所組織改編等に伴う修正	3	H 1 6 . 8 . 2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電所組織改編等に伴う修正	
4	H 1 8 . 3 . 8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に伴う修正	4	H 1 8 . 3 . 8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に伴う修正	
5	H 1 9 . 3 . 1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	5	H 1 9 . 3 . 1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	
6	H 2 0 . 3 . 7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	6	H 2 0 . 3 . 7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	
7	H 2 1 . 2 . 2 7	記載の適正化に係る修正	7	H 2 1 . 2 . 2 7	記載の適正化に係る修正	
8	H 2 2 . 3 . 1 5	緊急時プラント情報伝送システム（S P D S）の常時伝送化に伴う修正	8	H 2 2 . 3 . 1 5	緊急時プラント情報伝送システム（S P D S）の常時伝送化に伴う修正	
9	H 2 5 . 3 . 1 8	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	9	H 2 5 . 3 . 1 8	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	
1 0	H 2 5 . 1 2 . 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	1 0	H 2 5 . 1 2 . 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	
1 1	H 2 6 . 1 0 . 2 2	緊急時活動レベル（E A L）の明確化等に伴う修正	1 1	H 2 6 . 1 0 . 2 2	緊急時活動レベル（E A L）の明確化等に伴う修正	
1 2	H 2 8 . 4 . 1 (H 2 8 . 7 . 1)	原子力防災要員の見直し等に伴う修正 (人事異動に伴う補正)	1 2	H 2 8 . 4 . 1 (H 2 8 . 7 . 1)	原子力防災要員の見直し等に伴う修正 (人事異動に伴う補正)	
						補正理由を追記

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

(3/9)

補正前	補正後	備考
第2章 原子力災害予防対策の実施  第8節 関係機関との連携  5. 原子力緊急事態支援組織との連携 (1) あらかじめ他の原子力事業者との間で次に掲げる運用を定めた「原子力緊急事態支援組織の <u>共同運営</u> に関する基本協定」を締結する。 a. 原子力緊急事態支援組織との連携 b. 原子力緊急事態支援組織の業務範囲 (2) 原子力緊急事態支援組織の所在地、業務の範囲等は別表－12に定めるとおりとする。 (3) 原子力緊急事態支援組織とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。	第2章 原子力災害予防対策の実施  第8節 関係機関との連携  5. 原子力緊急事態支援組織との連携 (1) あらかじめ他の原子力事業者との間で次に掲げる運用を定めた「原子力緊急事態支援組織の運営に関する基本協定」を締結する。 a. 原子力緊急事態支援組織との連携 b. 原子力緊急事態支援組織の業務範囲 (2) 原子力緊急事態支援組織の所在地、業務の範囲等は別表－12に定めるとおりとする。 (3) 原子力緊急事態支援組織とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。	支援組織本格運用開始に伴う変更
第3章 緊急事態応急対策等の実施  第2節 応急措置の実施  11. 原子力緊急事態支援組織との連携 (1) 発電所本部長は、原子力緊急事態支援組織の支援を必要とする場合は、総本部長に要請する。これを受け、総本部長は、原子力緊急事態支援組織に支援を要請する。 (2) <u>発電所本部復旧班長</u> は、支援の要請を受けた原子力緊急事態支援組織から提供される遠隔操作が可能な装置等を用いて復旧対策を実施する。この際、原子力緊急事態支援組織から必要な <u>助言</u> を受ける。	第3章 緊急事態応急対策等の実施  第2節 応急措置の実施  11. 原子力緊急事態支援組織との連携 (1) 発電所本部長は、原子力緊急事態支援組織の支援を必要とする場合は、総本部長に要請する。これを受け、総本部長は、原子力緊急事態支援組織に支援を要請する。 (2) <u>発電所本部長</u> は、支援の要請を受けた原子力緊急事態支援組織から提供される遠隔操作が可能な装置等を用いて復旧対策を実施する。この際、原子力緊急事態支援組織から必要な <u>支援</u> を受ける。	支援組織本格運用開始に伴う変更
第5章 その他  第2節 附則  本計画は、 <u>平成28年7月1日</u> から施行する。	第5章 その他  第2節 附則  本計画は、 <u>平成28年12月17日</u> から施行する。	施行日の変更

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

(4/9)

補正前	補正後	備 考
志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 別冊	志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 別冊	

補正前	補正後	備 考
<p>図表様式集</p> <p>別図－1 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数 ..... 1      別図－2 災害対策組織の業務分掌及び班員数 ..... 2      別図－3 原災法第10条第1項に基づく通報経路 ..... 3      別図－4 原災法第10条第1項の通報後の連絡経路 ..... 5      別図－5 防災体制発令後の社内体制 ..... 7      別図－6 原子力防災要員の非常召集連絡経路 ..... 9      別図－7 本店及び原子力本部の防災体制発令と災害対策班員の非常召集連絡経路 10      別図－8 放射線測定設備及び気象観測設備 ..... 11      別図－9 原子力防災資機材以外の資機材の保管場所 ..... 12      別図－10 緊急時対策所の設置場所 ..... 13      別図－11 各拠点位置図 ..... 14      別図－12 発電所敷地内の避難集合場所 ..... 15      別図－13 統合原子力防災ネットワーク接続機器 ..... 16</p> <p>別表－1 原災法第10条通報基準（第1緊急体制発令基準） ..... 17      別表－2 原災法第15条報告基準（第2緊急体制発令基準） ..... 23      別表－3 原子力防災業務内容と要員配置 ..... 28      別表－4 原子力防災資機材 ..... 29      別表－5 原子力防災資機材以外の資機材 ..... 31      別表－6 原子力災害対策で使用する資料 ..... 35      別表－7 緊急時対策所 ..... 36      別表－8 原子力本部総本部室 ..... 37      別表－9 原子力事業所災害対策支援拠点の候補 ..... 38      別表－10 E R S S 伝送項目 ..... 40      別表－11 警戒事態の事象 ..... 42      別表－12 原子力緊急事態支援組織 ..... 45      別表－13 原子力防災組織業務の一部を委託するもの ..... <u>4.6</u>      別表－14 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣 ..... <u>4.7</u>      別表－15 緊急事態応急対策における災害対策班員の派遣 ..... <u>4.8</u>      別表－16 緊急事態応急対策において貸与する原子力防災資機材 ..... <u>4.9</u>      別表－17 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣 ..... <u>5.0</u>      別表－18 原子力災害事後対策において貸与する原子力防災資機材 ..... <u>5.1</u>      別表－19 原子力災害事後対策における災害対策班員の派遣 ..... <u>5.2</u>      別表－20 他の原子力事業者への原子力防災要員及び災害対策班員の派遣並びに資機材の貸与 ..... <u>5.3</u>      別表－21 安全機器等一覧 ..... <u>5.4</u></p> <p>別図－1 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数 ..... 1      別図－2 災害対策組織の業務分掌及び班員数 ..... 2      別図－3 原災法第10条第1項に基づく通報経路 ..... 3      別図－4 原災法第10条第1項の通報後の連絡経路 ..... 5      別図－5 防災体制発令後の社内体制 ..... 7      別図－6 原子力防災要員の非常召集連絡経路 ..... 9      別図－7 本店及び原子力本部の防災体制発令と災害対策班員の非常召集連絡経路 10      別図－8 放射線測定設備及び気象観測設備 ..... 11      別図－9 原子力防災資機材以外の資機材の保管場所 ..... 12      別図－10 緊急時対策所の設置場所 ..... 13      別図－11 各拠点位置図 ..... 14      別図－12 発電所敷地内の避難集合場所 ..... 15      別図－13 統合原子力防災ネットワーク接続機器 ..... 16</p> <p>別表－1 原災法第10条通報基準（第1緊急体制発令基準） ..... 17      別表－2 原災法第15条報告基準（第2緊急体制発令基準） ..... 23      別表－3 原子力防災業務内容と要員配置 ..... 28      別表－4 原子力防災資機材 ..... 29      別表－5 原子力防災資機材以外の資機材 ..... 31      別表－6 原子力災害対策で使用する資料 ..... 35      別表－7 緊急時対策所 ..... 36      別表－8 原子力本部総本部室 ..... 37      別表－9 原子力事業所災害対策支援拠点の候補 ..... 38      別表－10 E R S S 伝送項目 ..... 40      別表－11 警戒事態の事象 ..... 42      別表－12 原子力緊急事態支援組織 ..... 45      別表－13 原子力防災組織業務の一部を委託するもの ..... <u>4.7</u>      別表－14 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣 ..... <u>4.8</u>      別表－15 緊急事態応急対策における災害対策班員の派遣 ..... <u>4.9</u>      別表－16 緊急事態応急対策において貸与する原子力防災資機材 ..... <u>5.0</u>      別表－17 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣 ..... <u>5.1</u>      別表－18 原子力災害事後対策において貸与する原子力防災資機材 ..... <u>5.2</u>      別表－19 原子力災害事後対策における災害対策班員の派遣 ..... <u>5.3</u>      別表－20 他の原子力事業者への原子力防災要員及び災害対策班員の派遣並びに資機材の貸与 ..... <u>5.4</u>      別表－21 安全機器等一覧 ..... <u>5.5</u></p>		ページ数の変更（以降同じ）

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

(6/9)

補正前	補正後	備 考
様式1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書 ..... <u>5 6</u>	様式1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書 ..... <u>5 7</u>	
様式2 原子力防災要員現況届出書 ..... <u>5 7</u>	様式2 原子力防災要員現況届出書 ..... <u>5 8</u>	
様式3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書 ..... <u>5 8</u>	様式3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書 ..... <u>5 9</u>	
様式4 放射線測定設備現況届出書 ..... <u>5 9</u>	様式4 放射線測定設備現況届出書 ..... <u>6 0</u>	
様式5 原子力防災資機材現況届出書 ..... <u>6 0</u>	様式5 原子力防災資機材現況届出書 ..... <u>6 1</u>	
様式6 防災訓練実施結果報告書 ..... <u>6 1</u>	様式6 防災訓練実施結果報告書 ..... <u>6 2</u>	
様式7 警戒事態の事象発生連絡 ..... <u>6 2</u>	様式7 警戒事態の事象発生連絡 ..... <u>6 3</u>	
様式8 特定事象発生通報（原子炉施設用） ..... <u>6 3</u>	様式8 特定事象発生通報（原子炉施設用） ..... <u>6 4</u>	
様式9 特定事象発生通報（事業所外運搬用） ..... <u>6 4</u>	様式9 特定事象発生通報（事業所外運搬用） ..... <u>6 5</u>	
様式10 応急措置の概要（原子炉施設用） ..... <u>6 5</u>	様式10 応急措置の概要（原子炉施設用） ..... <u>6 6</u>	
様式11 応急措置の概要（事業所外運搬用） ..... <u>6 7</u>	様式11 応急措置の概要（事業所外運搬用） ..... <u>6 8</u>	
様式12 原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設用） <u>6 9</u>	様式12 原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設用） <u>7 0</u>	
様式13 原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬用） <u>7 1</u>	様式13 原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬用） <u>7 2</u>	
参考 緊急時活動レベル（E A L）基準整理表 ..... <u>7 3</u>	参考 緊急時活動レベル（E A L）基準整理表 ..... <u>7 4</u>	

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

(7/9)

補正前	補正後	備考																																																									
<p>別表－12 原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)</td></tr> <tr> <td>施設概要</td><td>事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等</td></tr> <tr> <td>要員数</td><td>9名(組織長、対応要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1"> <tr> <td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr> </table> <p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p> <table border="1"> <tr> <td>災害発生時の連絡体制</td><td> <p>10条通報 ・支援要請</p> <p>出動指示</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者 → 支援組織要員</p> <p>状況報告</p> <p>*発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </td></tr> <tr> <td>発災事業者への支援内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。</li> <li>支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。</li> <li>災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。</li> <li>以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。</li> </ul> </td></tr> </table> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>資機材については1回/年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。</p> <table border="1"> <tr> <td>分類</td><td>名 称</td><td>数量</td><td>保管場所</td></tr> <tr> <td>遠隔操作ロボット</td><td>現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット</td><td>4台</td><td rowspan="2">資機材保管スペース</td></tr> <tr> <td>ロボット</td><td>障害物撤去用ロボット</td><td>1台</td></tr> <tr> <td>除染用資機材</td><td>除染用資機材</td><td>1式</td><td></td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)	施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等	要員数	9名(組織長、対応要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制	<p>10条通報 ・支援要請</p> <p>出動指示</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者 → 支援組織要員</p> <p>状況報告</p> <p>*発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>	発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。</li> <li>支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。</li> <li>災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。</li> <li>以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。</li> </ul>	分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	4台	資機材保管スペース	ロボット	障害物撤去用ロボット	1台	除染用資機材	除染用資機材	1式		<p>別表－12 原子力緊急事態支援組織 (1/2)</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr> <td>名 称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr> <td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等</td></tr> <tr> <td>要員数</td><td>21名(所長、支援組織要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1"> <tr> <td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td><td> <p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター</li> <li>頻度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施</li> <li>主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</li> </ul> <p>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所</li> <li>頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施</li> <li>主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr> </table> <p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p> <table border="1"> <tr> <td>災害発生時の連絡体制</td><td> <p>10条通報 ・支援要請</p> <p>出動指示</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者 → 支援組織要員</p> <p>状況報告</p> <p>*発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </td></tr> <tr> <td>発災事業者への支援内容</td><td> <p>24時間365日オンコール体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。</li> <li>支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。</li> <li>原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。</li> <li>発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。</li> <li>支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。</li> <li>以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。</li> </ul> </td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名 称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等	要員数	21名(所長、支援組織要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	<p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター</li> <li>頻度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施</li> <li>主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</li> </ul> <p>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所</li> <li>頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施</li> <li>主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</li> </ul>	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制	<p>10条通報 ・支援要請</p> <p>出動指示</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者 → 支援組織要員</p> <p>状況報告</p> <p>*発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>	発災事業者への支援内容	<p>24時間365日オンコール体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。</li> <li>支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。</li> <li>原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。</li> <li>発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。</li> <li>支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。</li> <li>以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。</li> </ul>	<p>支援組織本格運用開始に伴う変更</p>
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																										
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)																																																										
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等																																																										
要員数	9名(組織長、対応要員)																																																										
資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																																										
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																																										
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																																										
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																																										
災害発生時の連絡体制	<p>10条通報 ・支援要請</p> <p>出動指示</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者 → 支援組織要員</p> <p>状況報告</p> <p>*発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>																																																										
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。</li> <li>支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。</li> <li>災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。</li> <li>以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。</li> </ul>																																																										
分類	名 称	数量	保管場所																																																								
遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	4台	資機材保管スペース																																																								
ロボット	障害物撤去用ロボット	1台																																																									
除染用資機材	除染用資機材	1式																																																									
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																										
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター																																																										
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																																																										
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等																																																										
要員数	21名(所長、支援組織要員)																																																										
資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																																										
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																																										
資機材操作要員の養成訓練	<p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター</li> <li>頻度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施</li> <li>主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</li> </ul> <p>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所</li> <li>頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施</li> <li>主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</li> </ul>																																																										
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																																										
災害発生時の連絡体制	<p>10条通報 ・支援要請</p> <p>出動指示</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者 → 支援組織要員</p> <p>状況報告</p> <p>*発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>																																																										
発災事業者への支援内容	<p>24時間365日オンコール体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。</li> <li>支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。</li> <li>原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。</li> <li>発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。</li> <li>支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。</li> <li>以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。</li> </ul>																																																										

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

(8/9)

補正前	補正後	備 考																														
	<p style="text-align: center;"><u>別表－12 原子力緊急事態支援組織（2/2）</u></p> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>資機材については1回／年保守点検を行う。また、<u>故障、点検等により必要数が確保できない</u>場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遠隔操作 資機材</td> <td>小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）</td> <td>6台</td> <td rowspan="10">資機材 保管庫・車庫棟</td> </tr> <tr> <td>中型ロボット（障害物撤去用）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>無線重機（屋外のがれき等の撤去用）</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>無線ヘリコプター（高所からの偵察）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">現地活動用 資機材</td> <td>放射線防護用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線管理、除染用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>作業用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬送用 車両</td> <td>ワゴン車（要員・軽資機材搬送）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>大型トラック（重機搬送）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>中型トラック（ロボット搬送等）</td> <td>9台</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6台	資機材 保管庫・車庫棟	中型ロボット（障害物撤去用）	2台	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3台	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2台	現地活動用 資機材	放射線防護用資機材	1式	放射線管理、除染用資機材	1式	作業用資機材	1式	一般資機材	1式	搬送用 車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2台	大型トラック（重機搬送）	1台	中型トラック（ロボット搬送等）	9台	支援組織本格運用開始に伴う変更
分類	名 称	数量	保管場所																													
遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6台	資機材 保管庫・車庫棟																													
	中型ロボット（障害物撤去用）	2台																														
	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3台																														
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2台																														
現地活動用 資機材	放射線防護用資機材	1式																														
	放射線管理、除染用資機材	1式																														
	作業用資機材	1式																														
	一般資機材	1式																														
搬送用 車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2台																														
	大型トラック（重機搬送）	1台																														
	中型トラック（ロボット搬送等）	9台																														

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

(9/9)

補正前	補正後	備 考												
<p>別表－13 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>北電産業株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>富山市牛島町13番15号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td>           1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項            ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理            ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業            2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項            ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業            ・消防車による注水作業            3. アクセスルートの確保活動に関する事項            ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去            ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業            4. 消防車等への燃料補給に関する事項         </td></tr> </table>	法人の名称	北電産業株式会社	主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号	業務の範囲及び実施方法	1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項	<p>別表－13 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>北電産業株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>富山市牛島町13番15号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td>           1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項            ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理            ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業            2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項            ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業            ・消防車による注水作業            3. アクセスルートの確保活動に関する事項            ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去            ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業            4. 消防車等への燃料補給に関する事項         </td></tr> </table>	法人の名称	北電産業株式会社	主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号	業務の範囲及び実施方法	1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項	支援組織本格運用開始に伴う変更
法人の名称	北電産業株式会社													
主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号													
業務の範囲及び実施方法	1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項													
法人の名称	北電産業株式会社													
主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号													
業務の範囲及び実施方法	1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項													
	<table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>東京都千代田区神田美土代町1-1</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td>           美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。            ・支援組織要員の派遣            ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援            ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援            ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援         </td></tr> </table>	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町1-1	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援							
法人の名称	日本原子力発電株式会社													
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町1-1													
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援													